

評価推進機構ニュース

第 6 号

今号の特集

平成18年4月から「介護サービス情報の公表」が始まります
～「福祉サービス第三者評価」とはどう違うのか検証します～

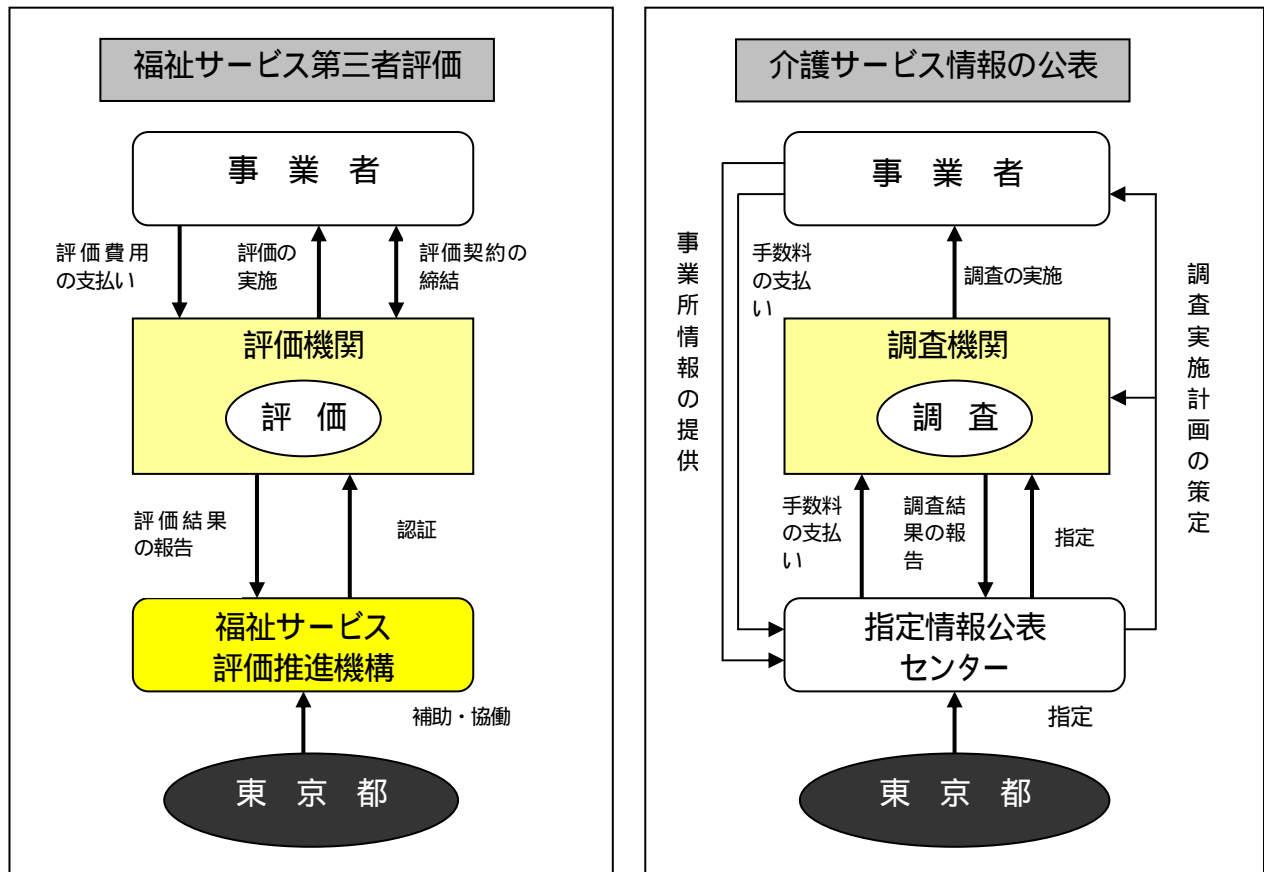
ご存知ですか「介護サービス情報の公表」？

介護保険法の改正に伴い、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」が開始されることをご存知でしょうか？

「介護サービス情報の公表」とは、介護サービス事業所の責任において情報を公表し、利用者がその公表された情報を活用しながら介護サービス事業所を選択できるよう、環境整備を行うために実施されるものです。公表される情報とは、「基本情報項目」「調査情報項目」の2種類があり、後者は事業所の皆さんが記入したものを調査員が訪問し、確認後の結果をホームページで公表することとされています。調査員が調査する頻度は年1回で、すべて法令で定められた事業者の義務となっています。

第三者評価とは違うのでしょうか、それとも同じなのでしょうか？

「福祉サービス第三者評価」と「介護サービス情報の公表」の仕組みは以下のとおりです。



(東京都福祉保健局総務部企画課の作成資料より引用)

このように、仕組みは非常に似ているのですが、第三者評価では事業者の皆さんが自ら評価機関を選択し相対の契約に基づいて実施するのに対し、介護サービス情報の公表では「指定情報公表センター」が定めた計画に基づいて調査機関が調査を行うところが異なります。

加えて、調査する項目も異なっています。項目の一例（指定介護老人福祉施設）を比較してみます。

福祉サービス第三者評価		介護サービス情報の公表(モデル事業分)	
評価項目	標準項目	確認事項	確認のための材料
利用者の健康を維持するための支援を行っている (A ⁺ , A, B, C)	利用者の状態に応じた健康管理や支援をしている	利用者の健康を維持するための支援をしている	体調が変化した場合の発見・対応方法について記載したマニュアル(介護・看護関係マニュアル)がある(あり・なし)
	健康状態に関して、利用者の相談に応じ、必要に応じて利用者や家族に説明をしている		月1回以上の医師の往診がある診療科目(医師の当番表などで確認)がある。(あり・なし)
	服薬管理は誤りがないようチェック体制の強化などしくみを整えている		
	利用者の体調変化(発作等の急変を含む)に速やかに対応できる体制を整えている		
	日頃から医療機関と連携を図り、必要時には措置を講じている		

一見すると似ていますが、内容をよく見てみますと「介護サービス情報の公表」では事実の確認に特化しており、内容の良否やレベルを見るような、いわゆる評価は一切行わないこととしています。

「介護サービス情報の公表」を実施すれば第三者評価を受けたことになるのでしょうか？

「福祉サービス第三者評価」の目的は、利用者のサービスの選択又は事業の透明性の確保のための情報提供と、事業者のサービスの質の向上に向けた取り組みの支援という2つからなっています。一方、平成18年度から新たに開始される「介護サービス情報の公表」は利用者のサービスの選択に資する情報の提供が目的となっています。

また、「福祉サービス第三者評価」は利用者の意向を把握するための「利用者調査」と、経営層及び全職員の参加による自己評価を経て評価者が多面的な視点から評価を行う「事業評価」の2つの手法を用いて実施をします。そして、その結果を利用者に公表するとともに、事業者にフィードバックすることによりサービスの質の向上に向けた取り組みの支援を行うしくみとなっています。

「介護サービス情報の公表」では、事業者が提供するサービスや経営状況に関する客観的な事実について、事業者の責任において公表するしくみであり、調査情報項目については調査が行われますが、調査員は当該事実の評価は行わないこととされています。また、利用者への調査を行うことはありません。

このように、両制度は目的において一部重なっている部分はあるものの、事実の公表とそのような事実を前提とした上での第三者の評価という異なった性質をもっており、「介護サービス情報の公表」は「第三者評価」のプラットフォーム的な位置づけといえます。そのため、「介護サービス情報の公表」における事実の公表を実施すれば「第三者評価」を受けたことにはなるというものではなく、利用者や職員も含めた事業所の現在の状況を適切に把握し、利用者に知っていただくためには「介護サービス情報の公表」を前提とした上での「第三者評価」を実施していただくことが必要であるということができます。

評価者の養成とレベルアップの支援

～最近実施された、評価者に関する研修についてご紹介します～

継続して学ぶことが重要 - 新たな評価者が誕生します -

当推進機構では毎年、評価者の養成を行っています。評価者養成講習の応募要件には、一定の資格を有した上で福祉・医療・保健業務を3年以上経験しているなど、いくつかの条件があります。基本的にはこうした要件を満たした方が持つ様々な専門的知識や経験とあわせ、さらに評価を実施するうえで必要な基本的知識を学んでいくものとなっています。

今年度の評価者養成講習は、9月13日から11月25日にかけて実施し、164人の方が受講しました。受講者の皆さんには、それぞれ3日間の講義と3日間の演習を通して、講義では第三者評価の具体的な内容について学び、演習では具体的な事例を用いたグループ作業等を通して理解を深めていただきました。また、演習後はその日学んだ内容を受けて毎回宿題が出されましたが、宿題の量が多く、本来の仕事を行いながら受講を続けることは非常に大変であったようです。そして、最終日には修了試験を行い、基本的な知識が理解できたかどうかを確認しました。

こうして養成講習を修了したあと、さらに実習報告書の提出と必要な手続きを行い、評価者名簿に登録されてはじめて評価者となります。受講者からは、これからも評価手法にとどまらず、福祉サービスの特性や、組織のマネジメントなどについて広く学んでいく必要性を感じている、という意見や感想が多く寄せられました。

今回研修を修了した方全員が、実際の評価活動を通して研鑽を積んでいながら、福祉サービス第三者評価の目的とする利用者本位の福祉の実現に向け、評価者として活動していただくことを切望しています。

評価者の質の向上を目指して - フォローアップ研修専門コース実施 -

評価者フォローアップ研修専門コースとは、主に評価者の質の確保と向上を図ることを目的として行う研修です。そのため、これらの研修は分野別や内容別、そして受講対象を評価実績等で区分することにより、研修効果が高まるよう工夫しています。第4号のニュースでお伝えした5月の保育分野の研修に続き、11月30日に「利用者調査」研修、翌12月1日に「障害者の自立支援について」と題した研修を実施しました。

利用者調査は、東京都の福祉サービス第三者評価の重要な位置づけにある評価手法の一つです。調査対象は利用者全員を原則とし、「アンケート方式」「聞き取り方式」「コミュニケーション方式」の3種類の方式の中から、サービスの種別によって基本となる調査実施手法を定めています（例えば「指定介護老人福祉施設」は「聞き取り方式」です）。今回の研修では、実際に評価を実施した事業所の方においでいただき、利用者調査の結果から、利用者の声をどう拾うようになったかという取り組みや、さらにそうした取り組みを続ける中で積極的に要望を伝えるようになった利用者の意識の変化についてお話いただきました。



また、各方式については、3つの評価機関の方からそれぞれ具体的な実践例のお話がありました。最後の質疑応答では、講師や報告者からこれまで積み重ねてきた経験をいかした具体的な回答があり、今後の評価の参考となる気づきが得られたのではないかと思います。

12月1日に開催された「障害者の自立支援について」と題した研修では、来年4月に施行される障害者自立支援法について学べるよう講義を行いました。障害者自立支援法は10月31日に可決成立したばかりの新しい情報のため、受講した評価者の関心も高かったようです。評価・研究委員会副委員長である立教大学の赤塚教授は『この法律が制定された意義は大きいですが、障害のある方の「自立と社会参加」を目指し実現していくためには、生活する中で本人の社会生活力が強化されていく環境や、住まいの保障や相談支援体制の保障など、さまざまな社会的な要件も整えていかなければならない』と話されました。12月14日には、障害分野別にわかれて、事業所の特性や支援の内容について学習する分科会を予定しています。

さらに、来年2月には認知症について学ぶ研修も予定しています。

このように、推進機構では、評価者フォローアップ研修を通して、評価者のレベルアップの支援を行うことで、福祉サービス第三者評価の信頼性の確保に努めています。

2月までの予定

- 12月14日(水) フォローアップ研修専門コース(障害者の自立支援について)
- 12月15日(木) フォローアップ研修専門コース(利用者調査)
- 12月20日(火) 第2回認証・公表委員会
- 12月26日(月) 認証通知書交付式
- 1月中旬 第3回評価手法ワーキング
- 2月9日(木) フォローアップ研修専門コース(認知症の基本的理解)
- 2月10日(金) フォローアップ研修専門コース(認知症の基本的理解)

評価推進機構事務局は12月29日(木)から1月3日(火)までお休みです。

第三者評価結果活用セミナー2006を今年も開催します。

3月2日(木)午後、開催予定です。

(詳細は1月中旬に、とうきょう福祉ナビゲーション等でお知らせします。)

編集後記

- ・昨日は「クリスマスソングと言えば何?」という話題で、盛り上がりましたが、もう今年もそんな時期なんですね。今年度の評価の報告書もたくさん事務局に来るようになりました。(評太郎)
- ・評価手法の改定もあり、いつも以上に慌しさを感じつつもう師走。ぼんやり夜空を見上げたらオリオン座がとてもきれいでした。ちょっと嬉しい冬の帰り道です。(S)
- ・いつからコートを着ようか迷っているうちに、いつのまにか木枯らし吹き荒ぶ季節になっていました。今年もあとわずか。来年も東京都の第三者評価をどうぞよろしくお願い致します。(と)



発行月 平成17年12月
編集・発行 東京都福祉サービス評価推進機構
(財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団 事業部評価支援室)
所在地 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階
電話 03-5206-8750